

電気料相当額の納入について

学校施設開放事業では、各団体の皆様に、学校施設（体育館）の電気使用時間に応じて電気料相当額をご負担いただいております。

当事業を円滑にすすめるため、各団体の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

◇電気料の金額は？◇

照明と空調とでは、使用料が異なります。

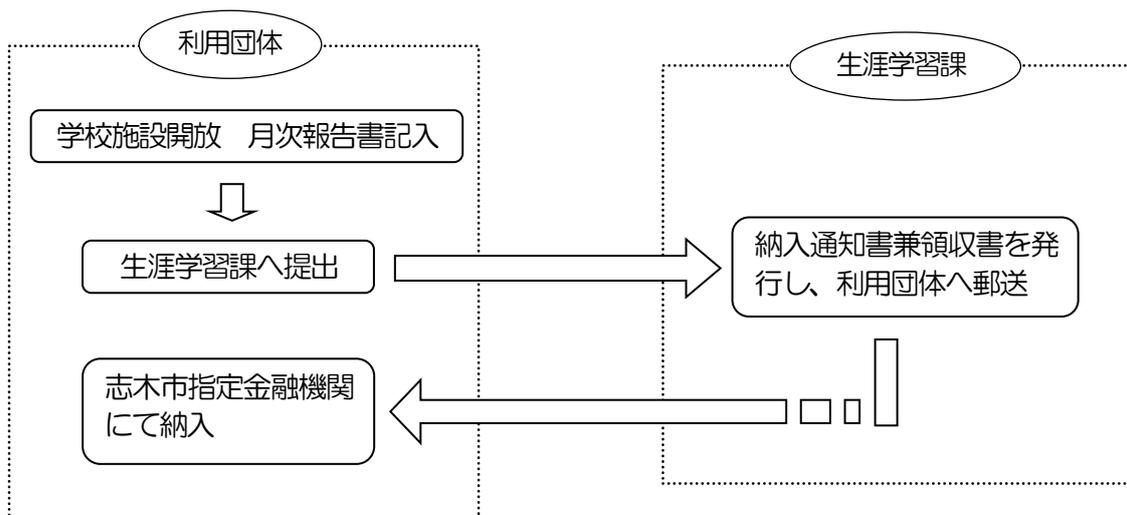
照明・・・1時間 100円

空調・・・1時間 300円

※端数の時間は切り上げとなります。

例：照明	1時間20分の使用・・・	2時間分の電気料	@100円×2時間=200円
空調	50分の使用・・・	1時間分の電気料	@300円×1時間=300円
		合計	500円

◇納入の流れ◇



- ① 照明と空調を使用した日付と時間を学校施設開放 月次報告書に記入し（裏面参照）、電力を使用した翌月10日までに、生涯学習課へ提出してください。
- ② 生涯学習課が納入通知書兼領収書を発行し、各団体へ郵送します。
- ③ 納入期限までに志木市指定金融機関等で電気料相当額を納入してください。

◇お願い◇

施設利用の際、原則、持ち込み電気の使用は不可となります。ご協力をお願いいたします。

【問合せ】 志木市教育委員会生涯学習課
TEL 048-473-1183
Mail syogai@city.shiki.lg.jp